

お知らせ  
1

# 「社労士診断認証制度」に関するよくある質問



「社労士診断認証制度」の経営労務診断のひろばへの登録はすでにお済みでしょうか？ 本号では、「社労士診断認証制度」の診断基準に関するよくある質問とそれに対する回答を見ていきましょう。

**質問①**

ハラスメントに関する診断項目が2つにわたっていますが、1つに集約しなかったのはなぜでしょうか。

**回答①**

ハラスメントに関する項目は、「労務管理関連規程の整備」の項目で対応方針の周知・啓発を、「労務関連管理体制」の項目で相談体制等を確認するようになっています。

令和2年6月1日よりハラスメントに関する法改正があり、職場におけるあらゆるハラスメントが禁止となり、それに対する企業及び労働者の責務が明確となりました。特に企業については、防止対策や方針の周知等、企業としてのガバナンスの強化という点と、事案が起きてしまったあとの相談体制の整備や適切な対応の2つが強く求められています。この2つを企業に理解いただくため、それぞれ診断項目としました。

**質問②**

企業の従業員数が多く、全員分の帳票の存在確認が困難な場合はどうしたらよいでしょうか。

**回答②**

社労士診断認証制度は、全件調査を基本としています。ただし、たとえば貸金台帳について、全員分があるか、という点については、システムで作成しており、全員分の毎月の合計人数が合致しているなら、データは全員分存在すると推測することができます。また、社員番号がふられているはずですので、任意の番号で帳票の確認もしてみましょう。このように、全員分のデータが作成できる体制やしゅきみが整っていれば全員分存在すると推測してよいでしょう。

**質問③**

新型コロナウイルス感染症への対策で休業やテレワーク等、イレギュラーな働き方の従業員が混在しており、調査するにも出勤基準等が明確になっていない中でやりくりを続けている企業があります。そのような企業の診断はどうしたらよいでしょうか。

**回答③**

今年2月から現在に至るまでの期間については、イレギュラーな労務管理が行われているところも多いはずですが、毎年定期的に診断を行っている企業では、何とか診断をしておきたいところですが、落ち着くまで診断を延期するか、あるいは今年1月ぐらゐまでの期間の範囲で診断するか、企業と相談の上、臨機応変な対応をお願いいたします。

**質問④**

診断項目の中で2～3について“○”とは言えないが、大きな問題はないため、なんとか適合企業として登録したい企業があります。基準はどの程度厳格に考えたらよいでしょうか。

**回答④**

診断基準チェックシートの項目については、すべて“○”がついた企業が「経営労務診断適合企業」となります。担当社労士の判断が実際に診断した社労士により異なるようなことを避けるため、「経営労務診断基準」に詳細に状況を解説しています。2～3が“○”とならない場合は、適宜助言の上、すべてが“○”となったことを確認してから適合企業としてください。改善していただくことが何よりも重要です。

お知らせ